

官報

昭和四十一年四月十五日

○第五十二回 参議院會議錄第二十二号

昭和四十一年四月十五日(金曜日)

午前十時十九分開議

○議事日程 第二十四号

昭和四十一年四月十五日

午前十時開議

- 第一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 住宅建設計画法案(趣旨説明)
- 第七 国民年金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第六 住宅建設計画法案(趣旨説明)
- 一、日程第七 国民年金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十一年四月十五日 参議院會議錄第二十二号 議長の報告

一、日程第一 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第二 最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第三 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第四 核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第五 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 鈴木 万平君
同 館 哲二君
外務委員 上原 正吉君
文教委員 山下 春江君
社会労働委員 重宗 雄三君
運輸委員 安井 謙君

通信委員 金丸 富夫君
予算委員 大谷謙之助君
同 宮崎 正雄君
議院運営委員 日高 広為君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 上原 正吉君
同 安井 謙君
外務委員 鈴木 万平君
文教委員 重宗 雄三君
社会労働委員 山下 春江君
運輸委員 金丸 富夫君
通信委員 館 哲二君
予算委員 日高 広為君
同 北畠 教真君
議院運営委員 宮崎 正雄君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案 通信委員会に付託
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

都市開発資金融通特別会計法案 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に

関する法律の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

都市開発資金融通特別会計法案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に
関する法律の一部を改正する法律
昨十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの) 上原 正吉君
同(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの) 安井 謙君
文教委員(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの) 重宗 雄三君
運輸委員 浅井 亨君
通信委員 田代富士男君
議院運営委員 近藤英一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの) 楠 正俊君
同(国会法第四十二条第三項の規定によるもの) 近藤英一郎君
文教委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの) 山下 春江君
運輸委員 田代富士男君
通信委員 浅井 亨君
議院運営委員 中上川アキ君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号 議長の報告 會議 議事日程変更の件 住宅建設計画法案(趣旨説明)

六七二

同 米田 正文君
同 吉田忠三郎君
同 中村 英男君
同 白木義一郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 小山邦太郎君

同 青木 一男君

同 羽生 三七君

同 林 虎雄君

同 黒柳 明君

同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法等の一部を改正する法律案(辻武寿君外三名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託

金属鉱物採掘促進事業団法の一部を改正する法律案 商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)

家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案修正議決報告書

最高裁判所裁判官退職手当特例法案修正議決報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○副議長(河野謙三君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程第一から第五までをあとに回したものと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、住宅建設計画法案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。瀬戸山建設大臣。

〔國務大臣瀬戸山三男君登壇、拍手〕

○國務大臣(瀬戸山三男君) 住宅建設計画法案について、その趣旨を御説明いたします。

およそ住宅は、国民生活の基盤をなすものでありまして、住生活の安定なくしては、円満な家庭生活はもたらへず、十分な社会活動を行なうことも望めませんが、近年著しく改善された衣や食に比べ、住宅事情は、はなはだしい立ちおくれを示していることは、御承知のとおりであります。もとより、政府は、従来から、住宅問題の解決に真摯に取り組んでまいりましたのでありますが、著しい人口の都市集中、世帯の細分化等により、住宅需要は増大の一途をたどり、依然として住宅難が解消

されるに至っていないのが現状であります。このような現状にかんがみ、政府といたしましては、住宅対策を今後一段と拡充強化し、国民の要望にこたえるため、昭和四十五年度までに国民の待望する「二世帯一住宅」の実現をはかるとともに、さらにその後においても、国民の住生活の改善向上をはかるため、五年ごとを区切って総合的な計画を樹立し、この計画に基づいて、国、地方公共団体及び国民が相協力して、住宅建設の適切な実施をはかる必要があると考へ、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な点について御説明申し上げます。

まず第一に、国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるようにつとめなければならないとの国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、住宅の建設を計画的に推進するため、国、地方を通じて、住宅の建設に関する長期計画を策定することといたしました。

第二に、国全体の長期計画として、建設大臣は、昭和四十一年度以降の毎五カ年を各一期とする住宅建設五カ年計画の案を作成し、閣議の決定をはかることといたしました。この住宅建設五カ年計画には、五カ年間にわたる住宅の建設の目標を定めることとし、あわせて、公的資金による住宅の建設の事業の量を明らかにすることといたしました。

第三に、それぞれ地方の住宅事情の実態に即応した住宅対策を推進するため、国全体の長期計画に即して、地方における長期計画を策定することとし、建設大臣が地方ごとの住宅建設五カ年計画を、都道府県が都道府県ごとの住宅建設五カ年計画を策定することといたしました。

第四に、これらの五カ年計画の実施を確実にするため、国及び地方公共団体の講ずべき措置について規定いたしました。

なお、五カ年計画の制度の新設に伴い、現行の公営住宅三カ年計画の制度を廃止することとし、公営住宅法に關し、所要の改正を行なうことといたしました。

以上が住宅建設計画法案の趣旨でございます。

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。前川旦君。

〔前川旦君登壇、拍手〕

○前川旦君 私は、日本社会党を代表し、ただいまの住宅建設計画法案に対し、若干の質問をいたします。

この法案の前提となっておりますのは、申すまでもなく、二月八日に閣議で了解されました住宅建設五カ年計画であります。私は、この計画が、国民生活、日本経済にとつて、まことに重大な影響を持つものであり、かつ、今日、住宅問題が国民最大の関心事となつていられる現状にかんがみ、この際、政府の住宅に対する基本的姿勢について尋ねておきたいと思つております。

まず、建設大臣にお尋ねいたしますが、昨年末、建設省で立案されました、当初の五カ年計画では、昭和四十五年度末の予想世帯数を二千六百万世帯と踏み、そのため、従来の七カ年計画を手直しして、五年間に七百六十万の建設数を算定

とし、建設大臣が地方ごとの住宅建設五カ年計画を、都道府県が都道府県ごとの住宅建設五カ年計画を策定することといたしました。

第四に、これらの五カ年計画の実施を確実にするため、国及び地方公共団体の講ずべき措置について規定いたしました。

なお、五カ年計画の制度の新設に伴い、現行の公営住宅三カ年計画の制度を廃止することとし、公営住宅法に關し、所要の改正を行なうことといたしました。

以上が住宅建設計画法案の趣旨でございます。

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。前川旦君。

〔前川旦君登壇、拍手〕

○前川旦君 私は、日本社会党を代表し、ただいまの住宅建設計画法案に対し、若干の質問をいたします。

この法案の前提となっておりますのは、申すまでもなく、二月八日に閣議で了解されました住宅建設五カ年計画であります。私は、この計画が、国民生活、日本経済にとつて、まことに重大な影響を持つものであり、かつ、今日、住宅問題が国民最大の関心事となつていられる現状にかんがみ、この際、政府の住宅に対する基本的姿勢について尋ねておきたいと思つております。

まず、建設大臣にお尋ねいたしますが、昨年末、建設省で立案されました、当初の五カ年計画では、昭和四十五年度末の予想世帯数を二千六百万世帯と踏み、そのため、従来の七カ年計画を手直しして、五年間に七百六十万の建設数を算定

し、一世帯一住宅という、はなばなしの発表をされたことは、いまでも記憶に新たなところであります。しかるに、今日、最終決定されました計画では、これが六百七十万戸に修正され、わずか二カ月の間に、九十万という大きな計画戸数の削減を見ているのであります。にもかかわらず、一世帯一住宅ということが依然として述べられていることは、まことに、ふに落ちないのであります。そこで、建設大臣は、はたして、六百七十万をもって一世帯一住宅が確保できると考えていられるのか。もし、できるといふならば、当初の七百六十万という数字の立て方の基礎に誤りがあつたのかどうか。二千六百万世帯と推定するために、一世帯当たりの構成員を何人に置かれたのか。わずか二カ月で計画が変動するということは、計画の基礎さえ定まっていまいというものであり、そんなずさんなやり方では、とても国民の期待にこたえるには、ほど遠いと言わざるを得ないと思ひますが、大臣の答弁をいただきたいのであります。

次に、お尋ねしたいのは、持ち家主義についてであります。戦後、政府の住宅に対する考え方には、終始、持ち家に重点を置くきらいがありましたが、今回の五カ年計画では、特に持ち家を強く打ち出し、四十一年度予算では、政府施策住宅のうち、持ち家の比率は、四十年度の三三%から四〇%へ、大きな増加を見ているのであります。そこで、私は、これからのわが国の住宅政策としては、持ち家主義を基本方針としていくのか、あるいは、賃貸住宅に重点を置いていくのか、政府に明確な方針がありならば、この際、伺いたいと思ひます。御承知のとおり、世

界各国のうち、持ち家主義を採用している典型は米國と西ドイツであります。実は、この兩國とも、戦後はまず、賃貸住宅に力を注いで、当面の住宅難解消をはかり、ある程度のストックを持つた後、初めて持ち家重点に切りかえるという、きわめて合理的かつ計画的に富んだ方針を採用してきているのであります。

ひるがえつて、わが國では、これら兩國に比べ、住宅政策において十年ないし十五年の立ちおくれを示し、ために、住宅難はきわめて深刻であり、あたかも、これらの國家が公共賃貸住宅に力を注いでいたところと、同じ時点にあるということが言えると思ひます。事実、一般勤労者の住宅難世帯数を所得別に見ますならば、住宅困難世帯のうち、九三%という圧倒的多数が月収五万円以下となつてゐるのであります。一体、月収五万円以下で、家族を養ひながら、自分の家を持つことが可能でしょうか。ましてや、現在、給料生活者の平均月収が三万四千四百円にすぎないことを考えるならば、いま家を求めている人のほとんどが持ち家をする経済的なゆとりなどないということになります。あまりにも明らかではありませんか。したがつて、いま政府が最も急がなければならないことは、できるだけ多数の低家賃住宅を政府施策によつて建てることであり、それも、現行のように所得に応じて賃を落とすというやり方は、貧乏人は麦を食ふという発想につながるものでありますから、これを改め、家族数に応じた質のよい公共賃貸住宅を大量に供給することにあることは、い

まさら申すまでもありません。しかるに、今回、持ち家に重点を置かれたのは、一体どのような理由に基づくのか、お答えをいただきたいのであります。

ます。

次に、経済企画庁長官並びに大蔵大臣にお尋ねいたします。

まず、今回の計画建築戸数六百七十万のうち、政府施策によるものは、わずか二百七十万であり、残り四百万、すなわち計画の六〇%は民間の自力建設を当てにした数字になつてゐるのであります。そこで、私は、こうした民間自力建設戸数が、見通しとして、はたして可能なかどうか、当初の計画では、民間依存度は五五%に押えてあつたはずであります。その五五%さえ、この不況下には見込みがないとまで言われていたのに、さらに六〇%にまでこれを高め、過去の実績を上回る伸び率を期待してゐるのでありますが、はたして、どのような成算をお持ちなのか、お答えをいただきたいのであります。

次に、政府は、この四百万戸に対し、どのような指導と規制を行なう予定なのか。一体、政府は、これからの国民住宅のあり方について、的確なビジョンを持つてゐるのかどうか。御承知のとおり、中期経済計画は一応御破算になりましたが、これにかわる経済の長期展望の中で、国民の住生活の姿を、どのように描いてゐるのか。あるいはまた、住宅政策というものは、常に都市問題と密接なつながりのあることは言うまでもありませんが、都市問題に対処して、これからの都市をどうつくつていくのか。たとえば、都心の再開発はどうするのか、あるいはまた、日本の特殊性として、住宅が平面的であり、都心部でさえ平均一・五ないし一・六階にすぎないという現実を、どうとらえるのかという、基本的な長期展望を持たずして住宅政策を考えることは、まず不可能で

あると私は思ふのであります。政府に、こうした現実的なビジョンなり指導方針があるならば、こ

第三にお尋ねしたいのは、これら民間住宅建設に対する経済的な裏づけについてであります。

まず、税金の面で言います。現行では、租税特別措置法なり地方税法で認められた優遇措置は、きわめて貧弱であります。たとえば、国税では、四十一年度に想定された減収額は、わずか七十四億という少額なものであり、地方税にしても、国税減収からのはね返り分を全部含めても、推定百四十億程度しか期待できず、先進諸國に比べるならば、きわめて不十分なものにすぎません。少なくとも、苦心惨憺の末、かろうじて家を建てた國民が、建てたその日から重い税負担に苦しむことのないように、現行の減税制の拡大改善をはかり、一定規模以下の固定資産には固定資産税を減免し、所得税に新たに住宅建設控除を認めるなど、思い切つた減税措置を講ずる必要が私にはあると思ひますが、お答えをいただきたいのであります。

さらに、民間資金の住宅投資の割合をどうふやすかという観点から見ますならば、わが國の現状は、國民総生産に対する総資本形成の比率がきわめて高いにもかかわらず、一方、総固定資本形成に占める住宅投資の割合が極端に低いという、まことにアンバランスな形が特徴的にあらわれてゐるのであります。これは、高度経済成長が産業界に片寄り、国民生活の基礎である住宅建設がいかに取り残されてきたかということ、いわば、今日の大資本の発展成長が、いかに国民生活犠牲の上

に築かれてきたかという事実を、最も冷徹に表現しているものと思つてあります。この面での改善策として政府の手がけたものは、わずかに住宅融資保険という有名無実の制度一つあるのみであり、昭和三十年に三億円の政府出資という、一億円増資し、合わせて四億円の政府出資という、まことに貧弱な対策でありますから、これでは一体、民間資金を生かして使つて、どれほどの効果を期待することができようか。私はこの際、不動産担保による長期低利融資の制度を拡充するなり、生命保険の運用資金二兆一千億を活用するなり、抜本的な施策をとるべきであると思ひますが、政府の見解を明らかにしていただきたいのであります。

なお、宅地対策につきましては、後に土地収用法改正に関連して、これだけを抜き出して論議いたしますので、ここでは省略いたします。

次に、総理大臣にお尋ねいたします。

第一は、総理は住宅に対する国家の責任というものについて、どう考えておられるかという点であります。総理は常日ごろ、国連中心主義ということを強調されております。その国連では、一九四八年十二月十日の総会で、世界人権宣言を満場一致をもって採択しましたが、第二十五条では、「人はすべて自己及び家族の健康と福祉のために、衣食住、医療及び必要な社会厚生施設を含むところの十分な生活水準を保持する権利を有し」と宣言し、衣食と並んで住宅の供給及び改善を社会

保障としてとらえ、国家の義務とする立場に立っていることは、いまさら申すまでもない周知の事実であります。この宣言を受けて、各国とも住宅問題を国家政策の基本目標に掲げ、国の義務としてそれぞれの住宅法の中で具体的政策にして実らせているのであります。これらの事実にかんがみると、私は総理としては、住宅を持つのは各人が行なうべきであり、国はこれを充足すれば足れりとお考えになるのか。それとも、住宅問題は本質的に社会保障であり、景気の好不況に關係なく、いわんや不況打開策の一環として住宅建設を考えるのではなくして、国には本来、住宅を国民に確保し与える義務があるとお考えになるのか。今回の法案を見ても、その点がきわめてあいまいでありますので、この際、総理の明確なお答えをいただきたいのであります。

次にお尋ねしたいのは、住宅に対する行政の強化と財政についてであります。いま住宅建設をこく狭い意味に限つてみても、たとえば、公団、公庫、公営住宅については、建設省がこれを管轄し、厚生年金住宅については厚生省、雇用調整住宅は労働省、入植者住宅は農林省、公務員住宅は大蔵省と、およそ五つの省にまたがって行政が行なわれております。その上、これからの住宅行政は、人口問題、国土利用計画、都市計画、宅地造成、交通、教育、自治体との關係など、あらゆる面から、総合的に計画され、実施されなければならぬことは申すまでもありません。そこでこの

際、思い切つて住宅行政を統一総合し、その機構を一元化するために、新たに住宅省を設置するという前向きのお考えが総理にあるのかどうか。かりに、省が無理ならば、せめて住宅庁を設けて、一元化をはかるお考えはないか。最近、防衛庁を省に昇格するという動きが強力に推進されておりますが、いやくも国民生活の基盤を形成するといふ点から見れば、住宅省新設のほうが、はるかに緊急を要すると思うのでありますが、総理の見解をお聞かせ願ひたいのであります。

また、このような行政機構の整備とともに、これに見合う財政の裏づけがなされなければなりません。四十一年度予算では、昨年度に比べ、なるほど伸び率の面では一つの進歩を見ることができるのでありますが、問題は、予算の絶対額があまりにも少額過ぎることにあると私は思うのであります。総理が国民生活の基礎とおっしゃる、その住宅対策に、国が支出する額は、わずかに四百八十六億七千万円、支出総額のたった一・一％にすぎません。これを他と比べると、防衛費の七分の一、恩給関係費の四分の一、道路整備の実に八分の一にすぎません。予算に盛り込まれた利子補給一つをとつても、民間の営利企業に対してさえ、造船に六十九億、海運に六十四億も組まれておるのに、住宅に対する利子補給がわずかに三十九億とは、一体どういふことでありましようか。このため、すでに公団の賃貸住宅に対する運用利子は、四分一厘から五分にはね上がり、それ

がそのままストレートに入居者に転嫁され、家賃が平均一万二千円となつて、まさに、国民の負担能力の限界を越えているという事実を、総理はどうお考えになりますか。いわんや、住宅のストックが決定的に少ないわが国が、先進国に追いつくためには、思い切つた財政支出をはからなければならぬことは、あまりにも明らかであります。そこで、総理は、今後住宅に対する予算をより増額していくお考えがはたしてあるのかどうか。

新五カ年計画は、国民の側から見れば、きわめて貧弱かつ不満足なものであります。この計画による政府施策住宅二百七十万戸の建設さえ、実際にこれを実現するとなると、年間伸び率を一四・六％に見積もつて、昭和四十五年度には、今年度の二倍近い七十万戸を、政府の手によつて建設しなければ、計算が合わないということを、総理はお気づきでしょうか。換言すれば、五年後には、今年度の住宅関係予算の三ないし四倍近くの予算を組まなければ、この貧弱な新五カ年計画さえ実現できないということを、総理は御存じの上、施政方針演説の中で、政府施策二百七十万戸を建てる断言なさいましたか。およそ、財政があつて政策があるのではなく、政策があつて初めて財政があるというのが、政治の常道でありましよう。たとえば、予算措置がどれほど膨張しようとも、新五カ年計画はやり抜くのだという、総理の強い意思表示のない限り、この計画は白々しい絵そらごとであり、住宅難にあえく国民を欺くに

これほど罪深きものはないと、私は思うのでありますが、総理の御決意のほどを、しかとただし、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま国連の決議を引用されているお話がございましたが、私も、もう国民生活、これは簡単に衣食住、かような表現でいまままで言われております。その意味で、この衣食住が、国民生活をささえるといえますか、向上さすという意味において、最も大事なものではないかと表現だということ、よく知っておるはずであります。この意味で、衣食の面ではよほど改善された。戦後のあの窮乏の状態と見違えるようになっております。しかし、どうも住宅が依然としてこれは不足であるし、また、それが高い。こういうような意味で、たいへん住宅問題を解決することが、ただいまの政治課題である、がよりに考えております。私が社会開発を唱えまして、社会開発の中核をなすものは住宅問題だと、かように申しておりますもの、この問題についての私の認識を率直に表現したつもりであります。そういう意味で、ただいまの、まだ持ち家は少し早い、まだ賃借の時代だと、こういうお話がいろいろございましたが、もちろん、この低並びに所得階層に對しまして安く家が貸せる、こういう状態をつくりたい。同時に、また、家を持ちたいという国民の要望にもこたえたいというので、ただいま、その持ち家主義も加味して、住宅

問題と取り組んでおるわけでありませう。

また、この住宅問題は、御指摘になりましたように、総合的に、また、計画的にこれを遂行していかないと、ただいまのような状態では不十分だ、だから、そういう意味で住宅をつくれ、こういうお話があります。また、省がでなければ、少なくとも、庁の程度にしたらどうか、こういうお話、これも一面もつものようでありませうが、私は、こういう際に、役所ばかりふやすことについては、特にひとつ気をつけなければならぬ。ただいま言われる総合的施策、計画的施策、これは必ずや政府相互が連携を緊密にすることに よつて、必ずその短を補うことができる、かように思っておりますので、この住宅問題については、いわゆる一世帯一住宅、この目標を立てまして、各省ともこれに協力することにいたしておるのではありません。ただ住宅政策そのものが、あるいは厚生省の関係でつくるとか、あるいは建設省でつくるとか、あるいは労働省でつくるとか、あるいはまた、現業官庁でつくるとか、そういう建築だけの問題ではなしに、最近の宅地の問題は、民間におきましてもたいへん大きな規模になっております。これはもう三十万あるいは五十万の都市ができる、こういうふうになっておりますので、そういうような住宅政策を遂行いたしますためには、もちろん、上下水道や、交通の問題や、学校建設の問題や、都市や消費者の流通機構の問題まで、全部考えて総合的に計画をしなければなら

ない際であります。そういう意味で、私は、各省が一世帯一住宅、これにひとつ協力すると、こういう意味で相互の持ち分から積極的に各省で協力して、住宅問題に取り組んでおるといふことでありますので、ただいま省をつくる、あるいは庁をつくる、こういう考え方で進んでおりません。しかし、今後、総合的に、あるいは計画的なこの事業を遂行いたしますために必要であるならば、それは庁程度は考えていいかと思いますが、ただいますぐこの庁が必要だと、かように私は思っておりません。国防省等と比較されていろいろの御議論がございましたが、国防省、これらにつきましては、それぞれのまた別な理由があるのでありますので、そういう問題が積極的に提案されました際に十分御審議をいただきたいと思っております。ただいままだ国防省の問題は提案はいたしていない状況でありますから、議論をそちらに移さないようにお願いをしておきます。

最後に、財政的に予算的にたいへん少ないのじゃないか、こういうお話がございます。二百五十万戸、これは公的財源によつてこれを整備しようと言つておるのであります。私は、財政上許すならば積極的に支出すること、これはもう当然のことだと思ひます。大蔵当局もそのつもりで、くふうをいたしておるわけでありませう。利子補給の制度を設けたが、その金額はきわめてわずかで、かように言われておりますけれども、従前からこの利子補給の制度が非常に限られたものであつて、これを住宅の建設についてまで拡大して施設をつくつたこと、このこと自身を、制度を設けたこと自身について御理解をいただいて、政府の積極的な前向きな姿勢であることを御了承いただきたいと思ひます。今後とも私は、国民に約束しました事項につきまして、この住宅問題についてはたいへん責任もあることだと、かように思ひますので、各党の協力を得まして、住宅政策を強力に遂行してまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇、拍手〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) お答えいたします。

第一は、私も建設省といたしまして今度の住宅計画を立てます際に、最初七百六十万戸を想定した、これが一、二カ月のうちに六百七十万戸に減つて、九十万戸の差ができたのは実におかしいじゃないか、そういう御意見であります。全くそういう御懸念が出ることも無理でないと思ひます。そこで、私も六百七十万戸に今度最終決定いたしました点について、簡単に申し上げておきます。

住宅統計がなかなか簡単なものではございませうで、この前の人口統計あるいは昭和三十八年の十月行ないました住宅統計、こういうものによりまして、大体昭和四十五年に人口一億三百万余、これを一応想定いたしております。それから、大体この世帯といひましても、御承知のとおり、一億以上の人口の中では、あるいは一人で暮らしておられる方もたくさんあるわけがございまして、そ

うい方を——これも推定であります、いろいろな調査の結果、推定が大体七〇弱、数人の世帯を構成しておる方が九三・三〇ぐらいであろう、こゝうい推計を立てております。その際に、そゝうい推計を構成しておる人口が九千六百十四万人ぐらいたろう。こまかくて恐縮であります、その際に、私どもは、最近の世帯の分離というものの傾向を見まして、昭和三十五、六年ごろから世帯分離が急速に行なわれまして、その理由は、人口増加、あるいは新婚等があるわけであり、急激な産業経済の変動があった、産業の発展に基づいて都市集中が行なわれ、労働力の移動が行なわれた、これが急激な世帯分離の大きな原因であらうと思ひます。この傾向を見まして、私どもは、その傾向で、大体三・七人ぐらゐが一世帯ではなからうか、こゝうい推定を立てて、それからいきますと、大体七百六十万戸ぐらゐが充足するに必要である、かゝうい推定をいたしたのであります、これはいろいろ議論がありまして、昭和三十四、五年ごろから三十八年、九年までの傾向というものは、必ずしも今後五カ年間同じ傾向でいくものではなからう——産業経済の動向といふものは御承知のとおりでありますから、同じカーブでいくものではないかもしれぬ。そゝうい点から、普通世帯の人口を三・七と推定いたしましたのを、三・八ぐらいでよろしいのではないか。〇・一でありますけれども、これは前に本会

議で御説明いたしました、その差がちやうどそゝういことになるのでありまして、三・七にいたしますと七百六十万戸が必要である、三・八人の普通世帯にいたしますと六百七十万戸が必要である、かゝういことで考慮いたしております。これは、今後の人口の移動それから世帯の分離趨勢でありますから、推計であります。私どもはこれでおおむねまかなえるという最終の決定をいたしましたのでありますから、今後の傾向といふのは、もちろんずつと検討を続けていかなければならないと、かゝうい考へておるわけでありまして、それから、どうも政府のやり方は持ち家に重点を置くのじゃないか、こゝういお話であります。これは總理からもお話がありましたが、持ち家ができればけつこうでありますけれども、なかなかお話のとおりに、現在の所得水準等から見ますと、家は持ちたいけれども、必ずしも持てない、こゝうい方々がたくさんあります。そゝうい方々もいろいろ統計とか推定いたしました、私どもは、政府施策六百七十万戸のうち大体五三〇ぐらゐが賃貸——低所得者あるいは中所得者の賃貸住宅に充てるべきである、かゝういことで、そのほかに重点を置いた計画を立てていきたい、かゝうい考へておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御質問の第一は、住宅計画は、今後の中期経済計画を破棄した後における新しい計画で、どのように考へるかといふこ

とでございます。これは、申すまでもなく、住宅の整備充実といふことは、今日の日本がやらなければならない大きな題目であるのでございまして、したがひまして、今後の経済見通しの施策の中におきましても、この点について十分重点的に考へていかなければならぬことは当然でございます。同時に、住宅問題を解決しつつ、あわせて考へてまいらなければなりませんことは、住宅そのものができてまいりましても、環境の整備に十分でなければならぬのでありまして、交通、衛生、あるいは小公園、その他、児童のための施設、こゝうしたものも並行してまいることによつて、はじめて住みよい住宅ができてまいるわけでございます、したがつて、そゝうい面を総合的に考へながら計画の中にできるだけ柱として強く出してまいりたいと、こゝう考へております。なお、先ほどの御質問の第二としては、民間の住宅投資がそゝういような四百万戸もやるような状況になるだろうかといふお話でございます、過去の民間住宅投資の実情を見てまいりますと、大体、三十五年が二三・二〇、三十六年が一五・八〇、三十七年が二二・四〇、三十八年が二四・四〇、三十九年が一五・七〇、四十年が二五・一〇といふような民間住宅投資の伸びが考えられております。したがひまして、今後この傾向が推移してまいるといたしますならば、四百万戸の民間住宅建設といふものは必ずしも不可能とは考へておりません。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 新長期計画五カ年間の一世帯一住宅、これに對しましては、大蔵當局としても全力を尽くすつもりであります。その初年度であります本年度の予算の策定にあたりましても、住宅問題が、当面している非常に大きな問題である。極端に言つと、最大の問題である。勤労者、特に勤労者であります、この共通の夢は、安定した住宅を持ちたい、こゝういことだと思ひます。これが希望だけであらしめてはならない、これを現実のものとしなければならぬといふ考へ方を私はとるのであります。そゝういところから、昭和四十一年度の予算の編成にあたりましても、特に財政投融资資金の配分、これにつきましては、まず優先的に住宅資金を天引きをする、まずこれを確保しておく、その他のものはその確保した残りを配分するといふぐらゐの考へ方をとつておるのであります。今後相当多額の資金が要るのであります、同じ考へ方をもつて今後臨むべきものである、かゝうい考へております。この計画はぜひ実現をいたしたいといふ考へであります。税についていろいろ配慮すべしといふ御指摘でございますが、今日、中央税制におきましても、割増し償却や、所得税、登録税の軽減措置、また、地方税におきましても、不動産取得税や固定資産税の軽減等が行なわれているわけでありま

す。住宅政策は、ただいま申し上げました趣旨に

のつとて、今後ともこういう税の面の施策も強化していききたい。具体的に固定資産税についての御意見がありました。固定資産税につきましては、今日、一般の新築住宅につきましては、三年間に二分の一の軽減を行ない、また、中高層の耐火建築につきましては、五年間ないし十年間にわたって二分の一の控除を行なう、こういう相当手厚い制度があるわけであります。

また、住宅建設費控除を新設すべしという御意見でございますが、これはちょっと問題がありはしないかと思ひます。つまり、いま私どもは課税最低限が今度の改正によりまして六十三万円であり、これは非常に低過ぎると思ひます。そういう問題も取り急ぎたいという考え方を持っておるのであります。家を持つ、それだけの人の、そういう課税最低限のボーダーを彷徨しておるといふ人を差し置いて、そういう制度を設けるかどうか、これは問題のあるところかと思ひまして、慎重に検討させていただきたいと、かように考える次第であります。

不動産担保金融、これを強化すべしという御意見であります。これは全く私もそういう意見であります。生命保険資金でありますとか、信託資金でありますとか、そういうものを住宅に振り向けるように誘導しております。しかし、何と申しまして、これは低利でなければならぬ、それには国家資金を配分しなければならぬ、こういうふうに存するのであります。財政投融資資金の配

分にあたりましては、ただいま申し上げましたとおり、優先的に住宅資金に充当する、こういう考え方をさらにさらに強化していくと、こういうふうに考えておる次第であります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、国民年金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。鈴木厚生大臣。

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国民年金制度は昭和三十四年に創設され、同年十一月から福祉年金の支給を開始し、昭和三十六年から本制度の中心である拠出制年金の実施に入り、現在では被保険者数約二千万人、拠出年金受給者約六万人、福祉年金受給者約三百万人を擁する規模に成長しており、被用者を対象とする厚生年金保険と相並んでわが国公的年金の二大支柱を形成する制度であります。しかしながら、現行の体系につきましては、これまで数次にわたり福祉年金の改善を中心とした改正が行なわれたのみで

ありまして、拠出年金の給付水準は、この数年間の著しい経済成長に伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、老後の生活を保障するものとしては不十分な状態に置かれております。一方、最近の人口構造の著しい高齢化現象、生活水準の向上などの事態にかんがみ、老後の生活保障施策はますますその重要性を増しているものであります。このため昨年の厚生年金保険の大幅改正に引き続き、国民年金につきましても、本年が財政再計算期にあるところから、これを機会に、今日までの生活水準の向上に即し、その大幅な改正を提案することとした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、拠出制年金に関する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。

老齢年金の額につきましては、二十五年拠出の標準的な老齢年金の額は、現行の月二千円から五千円に引き上げることとしており、全期間四十年拠出の場合は八千円に引き上げられることになっております。月額五千円という水準は、従前二十五年拠出の老齢年金額と厚生年金の定額部分とが一致していたように、今回の改正により、改正後の厚生年金保険の定額部分と適合することとなり、これによって、夫婦で月額一万円の年金を実現しうやうなものであります。

その他の年金につきましても、同程度的大幅な引き上げをはかっておりますが、特に障害年金及び母子年金の最低保障額を充実し、二級障害年金及び子二人を扶養する場合の母子年金で、現行の月額二千円から五千円に引き上げることとしておりますので、現に受給中の六万人につきましても、明年一月分から、月五千円の年金が支給されることになるのであります。

第二に、給付の支給要件の緩和でございますが、その一つは、障害の範囲の拡大であります。すべての障害について、障害年金の受給機会を与えようとするものであります。次に、事後重症者の取り扱いであります。現行法では、病気がかかってから三年目の症状が軽度である場合には、その後いかに重症となっても障害年金は支給されないことになっておりますが、これを改めて、事後に重症となった者にも年金を支給しようというものであります。

第三に、保険料の額の改定について申し上げます。給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなう保険料についても、当然、相当額に引き上げの必要があるわけでありましたが、被保険者の負担能力等を考慮して、今回は、さしあたり、百円の引き上げにとどめ、以後、段階的に引き上げることとしております。

次に、福祉年金に関する事項について御説明申し上げます。まず、年金額につきましては、昨年の引き上げに引き続き、本年度も各福祉年金に

ついで、それぞれ年二千四百円の引き上げをはかつております。

また、支給要件の緩和といたしまして、提出年金の場合と同様に、障害の範囲を拡大し、事後重症者を障害福祉年金の支給対象として取り上げることとしております。

支給制限の緩和についても、今回は大幅な改善をはかつておまして、受給者本人の所得による支給制限の限度額を、市町村民税の非課税限度額の引き上げに応じて二十四万円に引き上げるほか、扶養義務者の所得による支給制限の限度額については、標準六人世帯の場合で、現行の約七十二万円から約八十二万円へと、一四％の緩和をはかり、さらに障害福祉年金については、配偶者の所得による支給制限を廃止して、扶養義務者所得制限に吸収することとし、また夫婦の一方が障害福祉年金を受け、他方が老齢福祉年金を受ける場合の老齢福祉年金の三千円停止の措置を廃止することとしております。

以上が改正案のおもな内容であります。経過措置といたしまして、現に年金受給中の者についても、同様の年金額引き上げを行なうほか、障害年金等の支給範囲の拡大に伴う所要の経過措置を講じております。

なお、改正案の実施の時期は、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十二年一月分からいたしております。

以上をもって改正法律案の趣旨の説明を終わります。

ます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。山崎昇君。

〔山崎昇君登壇、拍手〕

○山崎昇君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました「国民年金法の一部を改正する法律案」について、内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣に対して質問を行なうものであります。

よく言われていることではあります。憲法第二十五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定され、国家はそれを実現する責任を負っていることは御承知のとおりであります。近年、社会保障政策の推進は、その具体的政策の中心として、最も重要視されておるところであります。しかし、現実の政治を見ると、まだまだ社会保障制度は十分に確立されているとは言えないのであります。総理は、社会保障制度の拡充強化に対して、どのような決意を持っておられるのか、基本的な考え方とあわせてお答え願いたいのであります。また、関連して、社会保障の基本ともいふべきILOの第百二号条約、及び所得保障に関する第六十七号勧告について、いづごろ批准されるのか、所信を聞きたいのであります。

次いで、私は、ただいま説明のありました今回の改正案について、具体的に質問をいたします。

質問の第一は、保険料の増額と国庫負担率の据え置きについてであります。政府は、「夫婦一万円年金」と盛んに宣伝しておりますが、その中には、被保険者の保険料を二倍にも上げておられるわけであり、政府の負担が一万円年金になったわけではございません。自分が二倍の保険料を出して、二倍の年金をもらうことになるのであります。政府があたかも社会保障制度を前進させているような宣伝はやめてもらいたいと思うのであります。保険料は、三十五才以上の者は月額百五十円から二百五十円に、三十五才未満の者は百円から二百円に、それぞれ昭和四十二年一月から百円ずつ引き上げられ、この引き上げ率は、厚生年金の五七％増をこえ、七六％の増であります。また、昭和四十三年度からは、さらに五十円引き上げられることになっており、その引き上げ率は実に一四％となり、二倍以上になるのであります。諸物価の値上がり相次いでいる今日、大衆負担はきりぎりであって、この保険料の増額は何かとしても認めるわけにはいかないものであります。

幅な負担増による今回の年金額の改正は、真の所得保障ではありません。政府は、なぜ答申を無視して、国庫負担の増率について配慮しなかったのか、その理由について、総理、厚生、大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

質問の第二は、年金額についてであります。今回の改正案により、提出年金額は、たとえば老齢年金については、二十五年間保険料を払い込み、五年間待たされて、六十五才から月額五千円支給されることとなりますが、本年度の生活保護基準によれば、一級地で一人平均月額五千百三十二円でありまして、これでは提出年金のほうが低いこととなります。生活保護基準より低い年金額では、とうてい所得保障とは言えないのであります。この年金額と生活保護基準との関係について、どのように考えておられるのか、厚生大臣の見解を聞きたいのであります。

質問の第三は、国民年金制度における不均衡についてであります。政府の統計資料によりますと、国民年金の被保険者は約二千万人であり、その一二・七％に該当いたします二百四十万人は保険料を払えない低所得者でありまして、いわゆる保険料免除者であります。これら保険料免除者の年金額は、三百五十円に保険料免除期間の年数を乗じて得た額であつたが、今回、二百円に保険料免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額を支給することになりましたが、保険料を払うことができない貧しい免除者の年金

この保険料の増額とは反対に、政府の保険料負担率は据え置きでありまして、いかに政府のやり方が大衆収奪の政策であるか明らかであります。本年一月二十六日の国民年金審議会の答申、さらに二月十四日の総理府社会保障制度審議会の答申を見ましても、いずれも、国庫負担率の引き上げについて何らの配慮をしなかった政府に対し、遺憾の意を表明しているのであります。本人の大

額を、なぜ保険料納入者と同額にしないのか。これでは完全な保険主義であつて、社会保障ではないのであります。免除期間の保険料は政府の負担によつて処置すべきであり、ほんとうに社会保障が必要なのはこういう人々ではないでしようか。政府のあたたかい処置を望むと同時に、厚生、大蔵、両大臣の所信を聞きたいのであります。

また、現行法では、拠出制障害年金の受給者において、二十歳以前に障害者になった者を含めておりませんが、これは保険会社の考えと同じであつて、拠出する以前は責任を負わないという考え方であります。たとえば両眼失明など、この障害が二十歳以前に生じた者に対しては、障害年金の対象者とはなりません。一級障害の最低保障額六千円、障害福祉年金月額二千二百円と比べて、大きな不均衡と思ひますが、今回の改正案で、なぜこれらのことが処理されなかつたのか、厚生大臣の見解を聞きたいのであります。

質問の第四は、いわゆるスライド制の実施についてであります。所得保障とは、そのときの生活水準を維持するものでなければならぬことは申すまでもありません。したがって、経済の変動等によつて生活水準等が變つた場合には、当然年金額についても改定する必要があるものであります。ことをかえて申し上げると、いわゆるスライド制を実施して初めて眞の所得保障となるのであります。具体的な例で申し上げますと、ある公務員でありますが、昨年四十三歳で二十五年間

在職して退職をいたしました。その者の年金は年額二十六万九千九百四十九円で、月額にして二万二千四百九十六円であります。若年停止でありますために、五十五歳に達する昭和五十二年にならなければ支給されません。政府の発表する経済計画や物価上昇率などはあまり当てになりませんが、かりに物価上昇率を、今後平均して年間六％

と仮定いたしましたも、十二年間に七二兆の物価上昇であります。いま、もらうなら、話は別であります。が、十二年後でありますために、年金をもらうころには、二万二千円も、実際には六千四円程度しか価値がございません。政府のいう「一万円年金」にいたしましたも、全面的に法の施行になります昭和四十六年ころには、現行の年金額と実質的に変わりはありません。二倍も保険料を取られ、年金額の価値が下がるような、いまの制度は、納得ができません。したがいました、ほんとうに所得保障を考えるなら、スライド制の実施こそ急務であると思います。なぜ今回の改正にあたって、この点が考慮されなかったのか。また、今後どうこの制度の確立をされるのか、総理及び厚生大臣の所信を聞きたいのであります。

質問の第五は、福祉年金についてであります。

まず第一点は、年金額でありますが、福祉年金はそれぞれ月二百円ずつ引き上げられて、老齢福祉年金は月額千五百円、障害福祉年金は月額二千二百円、母子福祉年金は月額千七百円という、き

わめて低い額であります。少なくともも拠出年金額に近づける必要があると思われませんが、このようにな少額の引き上げでは、全く消費物価の上昇に解消され、実質的な引き上げとはなりません。なぜ、このような少額にとどまつたのか、今後どのようにに引き上げていくのか、厚生大臣の見解を聞きたいのであります。

第二の点は、支給対象者の年齢制限についてであります。共済年金は五十五才、厚生年金は六十才、拠出年金は六十五才、福祉年金は七十才であります。共済年金とは十五年、厚生年金とは十年、拠出年金とは五年の開きがあります。せめて現行の支給開始年齢を六十五才まで引き下げるべきだと思いますが、厚生大臣にその意思があるかどうか、お尋ねをいたします。平均で言って恐縮でございますが、日本人の平均寿命は男が六十七才、女が七十二才と言われておりますから、男は福祉年金をもらうことができます、女は二年間だけでもらうことになるという結果になるわけであります。また、この年齢制限と同時に、きびしい所得制限があります。今回の改正によって、本人所得年額二十二万から二十四万に、扶養義務のある子供一人につき六万円の加算が認められるようになる

り、若干の前進はありましたが、特に生活保護世帯あるいはボーダーライン層等、低額所得者については、この所得制限を撤廃すべきだと思いますし、また障害者の範囲についても、拠出年金では二級障害者まで支給されるのに、障害福祉年金で

は一級までしか支給されない等の不均衡がありますので、障害者の年金については、その範囲の拡大、対象者の統合一本化についても、あわせて厚生大臣のお答えを願いたいのであります。

第三点は、夫婦受給制限であります。今回の改正で、障害福祉年金と老齢福祉年金との受給制限は撤廃されましたが、夫婦で支給を受ける老齢福祉年金については制限されております。老人夫婦に對して、このような受給制限をすることは、當を得た措置とは思われません。老夫婦に對し、仲よく、孫の小づかい錢程度のものは、何の制限もなく支給するのが、長い間にわたつて社会に尽くした老人へのせめてもの贈りものではないでしょうか。今後、この点の改善をどう進められるのか、厚生大臣の見解を聞きたいのであります。

最後に、国民年金積み立て金の管理運営についてであります。積み立て金は、国民年金に加入している国民の血と汗の結晶であります。したがって、この積み立て金の管理は、厳格にする必要がありますと同時に、被保険者の代表も加え、その運営にあたっては民主的運営をはかるとともに、被保険者の福祉を中心に還元等の処置が必要であると思ひますが、これからの管理運営についての方針について、厚生、大蔵大臣の所信を聞きたいのであります。

以上、私は、時間の制限がありますため、きわめて簡潔に、国民年金法の改正にあたって政府の見解をたしたのでありますが、政府も、今後の

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号 国民年金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

社会保障の前進が国民生活を保障する重要な道であることを考えられ、前向きな姿勢で答弁されるよう要望して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

政府は、経済成長の成果を国民に均てんさすその重点的施策として、いわゆる社会保障制度、これを進めておるわけでありす。したがって、この観点に立ちまして、国民生活の向上並びにこれを豊富にする、こういうことから、保険制度を含めて、いわゆる社会保障制度全般についての内容の整備充実をはかっておるわけでありす。いろいろ努力をしまいつておりますが、しかしながら、まだ日本のこの内容は、西欧諸国に遠く及ばないものがあるようでありす。今後とも、さらに進んで整備充実をはかっていくつもりであります。そのためには、社会保障制度審議会その他の審議会等ができておまして、いろいろ政府に対して勧告をしたり、あるいは総合調整の答申をしたりしております。これらが今後、政府が検討するそのポイントになると、かように考

えておまして、絶えずこの社会保障制度の充実について努力をしまつていけるつもりであります。また、今回の改正において、どうも国庫負担が少ないではないかと、こういう御指摘でございます。今回の改正におきましては、国庫負担率を変えておりません。これはしばしば説明されておると思いますが、御承知のように、国民年金制度に

おける国庫負担率は、他の年金制度に比べて有利に立てられておりますので、今回はこれを引き上げなかったというのであります。しかし、実績は保険料が上がるにつれてふえておるとは、これまた御承知のとおりであります。こういうことは、今回の処置だけで済む問題ではありませぬし、年金制度の性格から見まして、長期の観点に立つて見ていかなければならないと思ひます。したがって、今後、国民年金制度、その運営等について、いろいろ検討を加えて、所要の改正を行なつていくことにいたしたいと思ひます。

その他の事項につきましては、ILOの批准等をも含めて、全部、厚生大臣あるいは大蔵大臣等の答弁にまかせます。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

ILO百二号条約の批准につきましては、現在、年金関係諸条約の改定が予想をされております。また、わが国におきましても、医療保険制度の根本的な改善をやらなければならない段階にあるのでありますので、これらの事情を十分考慮いたしまして、批准の問題は慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第二点の、国庫負担の問題につきましては、被保険者の実情にかんがみまして、現行でも、各制度の中で最も有利な率になつておりますことは、御承知のとおりであります。

年金財政は長期的に考察をする必要がありますので、その引き上げにつきましても、今後、制度の推移を十分考慮いたしまして検討してまいりたいと思ひます。

第三点の、年金額の問題につきましては、農民や自営業者等の実態を十分考慮いたしまして、また、今回、厚生年金との均衡をはかることとしたのでございます。今後とも、国民生活の水準の向上に見合ひまして、この法の趣旨に沿つて、所要の調整を加えてまいりたいと存じます。

第四点の、生活保護との関係につきましては、生活保護は、収入、地域差、あるいは世帯構成等を考慮して、最低生活保護を行なうものでありまして、国民年金は、それらに関係がなく、一律に支給される性格のものでございます。単純に生活扶助と年金の額を比較することは、これは無理なことではなからうかと存するのであります。

第五点の、保険料免除者に対する年金額の引き上げにつきましては、従来、免除期間一年につきまして三百五十円でありましたものを、今回、八百円に引き上げるようにいたしましたのであります。また、障害年金の資格要件の緩和措置も講ずることといたしております。社会保障の精神に即しまして、これらの改善を行なつておるところであります。二十歳前の障害の問題等、年金制度全般にわたる問題につきましては、さらに将来の研究課題として検討してまいりたいと存じます。

第六点の、年金額スライド制の問題につきまし

ては、これは年金制度上の非常に重要な問題でありますので、目下、関係審議会におきまして御検討を願つておるのでございまして、その結論を待つて善処いたしたいと考えております。

第七点の、福祉年金の問題につきましては、三百万人に及ぶ受給者の福祉に影響するところが大きいので、今回も、財政事情の許す限りの改善をはかった次第でありまして、今後とも引き続き努力をしまつていける考えでございます。

最後に、積み立て金の運用につきましては、現在、二五％を社会福祉関係のために還元融資をいたしておるのでございますが、残りの七五％につきましても、国民福祉に寄与するという観点に立ちまして、その運用をはかってまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 国民年金に対しまして、国庫負担を今回なぜふやさなかつたかと、こ

ういうお話ですが、これは総理からも厚生大臣からもお答えいたしておりますとおり、これは、もととが高い――三分の一という異例な高い国庫補助をしておる関係で、二百五十円、三百円というわずかな積み立て金をもつて、一万円年金というような実をあげ得るのでありまして、今回の改正にあたりまして、今後の会計の運営を考えてみましても、引き上げの必要はないと、かように考へておる次第でございます。

なお、還元融資その他、年金資金を有効に、か

つ、適正に運用すべしというお話でございました。これはいふまでもございませう。さういふ観点から、資金運用審議会、この会長には末高信先生が就任されております。公益的な見地から、特に社会保障に重点を置いて、資金運用部資金全体を見ておるわけでありませう。そのうち四分の一は社会保障施設に直接還元する、その他も、直接間接に、社会公共の、公益のために運用するという考え方をとっておるわけでありませう。その運用も適切に行なわれておる、今後とも注意してまいりたい、かように考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長二本謙吾君。

審査報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十四日

昭和四十一年四月十五日 参議院会議録第二十二号

文教委員長 二本 謙吾
参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、公立の小学校及び中学校の屋内運動場の整備の促進に資するため、国庫負担額の計算の基礎となるその工事費の算定方法を校舎の算定方法と同様の方法に改めたもので、適切な措置と認められたが、施行期日について所要の修正を加えた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、約十八億二千六百万円が、昭和四十一年度予算に計上されてゐる。

附帯決議

公立義務教育諸学校の施設整備をいっそう促進し、義務教育水準の向上を図るため、政府はすみ

やかに次の措置を講ずべきである。

一、小学校の校舎、屋内体操場の建設費に対する国庫負担率を中学校と同様の二分の一に引き上げるよう努めること。

二、小、中学校の校地取得費に対する国の助成措置をいっそう強化拡大するよう努めること。

三、国の住宅建設五ヶ年計画に伴う就学者の社会増に対応する小、中学校の新增設計画を策定、実施するよう努めること。

右決議する。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を加え、同条第一項中「及び第二号」を「第四号まで」に改め、「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を、「伴つて校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加える。

第五条の二の見出し中「屋内運動場及び」を削り、同条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に、「又は生徒の数」を「及び生徒の数」に改め、「盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、及び」とする。以下同じ。を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「校舎を除く」を「寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の」に改め、同項第一号中「生徒の数」の下に「(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。)」を加え、同項を同条第二項とする。

第六条第一項中「こと」の下に「校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「生徒の数」の下に「(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。)」を加え、「平均収容児童数若しくは平均収容生徒数」を「児童及び

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

生徒の平均収容数に改める。

第八条第一項中「増築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第二項中「改築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「又は第二項を削り、又は生徒の数を」及び生徒の数に改め、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 昭和四十年以前に予算に係る国庫負担金については、なお従前の例による。

〔二木謙吾君登壇、拍手〕

○二木謙吾君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国庫負担の対象とする公立の小中学校の屋内運動場の工事費の算定方法を、児童または生徒の数を基準とする方法から、当該学校の学級数を基準とする方法に改めるものであります。

委員会におきましては、小中学校における屋内運動場の整備の状況と、新基準による改善内容、学校施設の整備に関する地方関係団体の超過負担、地元住民の寄付、国の住宅建設五カ年計画に伴う就学者の社会増に対応する小中学校の新増設計画等の諸問題について、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わります。北畠委員より、施行期日等に関する修正案が提出されました。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、よって本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定をいたしました。

次いで北畠委員より、小中学校の校舎等の建設費の国庫負担率の引き上げ、小中学校の校地取得費の助成措置等について附帯決議案が提出されましたところ、これまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長報告を求めます。法務委員長和泉泉寛君。

審査報告書

最高裁判所裁判官退職手当特例法案
右多数をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十四日

法務委員長 和泉 泉
参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最高裁判所の裁判官の地位の重要性等にかんがみ、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の増額等をしようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお施行期日について別紙の修正を行なつた。

一、費用

本法施行のため、一億五千五百六十六万二千元が昭和四十一年度予算に計上されている。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

最高裁判所裁判官退職手当特例法案

最高裁判所裁判官退職手当特例法

(趣旨)

第一条 この法律は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当に關して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」という。)の特例を定めるものとする。

(最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例)

第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により計算した退職手当の額が、最高裁判所の裁判官の退職の日における報酬月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその

者の退職手当の額とする。

第三条 前条の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、退職手当法第七条第一項の規定にかかわらず、最高裁判所の裁判官としての引き続きいた在職期間による。

2 退職手当法第七条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、前項の規定による在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第六項ただし書中「六月以上一年未満(第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満」とあるのは、「一年未満」と読み替えるものとする。

第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第三項及び第十二条第一項の規定の適用については、同法第八条第一項に規定する一般の退職手当とみなす。

(最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い)

第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員(退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。)となつたときは、その退職については、同法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。

2 最高裁判所の裁判官が引き続き一般職員又

は地方公務員となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、一般職員又は地方公務員となつた日の前日に最高裁判所の裁判官を退職したものとみなす。

(一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い)

第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。

2 一般職員又は地方公務員が引き続き最高裁判所の裁判官となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、最高裁判所の裁判官となつた日の前日に一般職員又は地方公務員を退職したものとみなす。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在職する最高裁判所の裁判官のうち、この法律の施行前に一般職員から引き続き最高裁判所の裁判官となつた者に対しては、第六条の規定の例により退職手当を支給する。ただし、その退職手当の計算の基礎となる俸給月額、その者が退職したとみなされる日に占めていた官職と同一の官職につきこの法律の施行の日に支給されるべき俸給月額とする。

3 前項に規定する者が最高裁判所の裁判官を退職した場合において、同項の退職手当及び第二条の退職手当の合計額が、この法律の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなるべき退職手当の額に達しないときは、その差額に相当する金額を同条の退職手当の額に加算するものとする。

〔和泉寛君登壇、拍手〕

○和泉寛君 たいま議題となりました最高裁判所裁判官退職手当特例法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、最高裁判所の使命と同裁判官の職責にかんがみ、退職した最高裁判所裁判官に支給する退職手当を増額するため、国家公務員等退職手当法の特例を設けようとするものであります。

本法律案の要旨は、第一に、退職した最高裁判所裁判官に支給する退職手当の額は、退職の日における報酬月額に勤務年数を乗じた額の六・五倍とする。ただし、退職の日における報酬月額の六十倍を最高限度とすること。第二に、退職手当の算定には、最高裁判所裁判官の在職期間と、その他の公務員の在職期間を通算せず、それぞれの在職期間について、各別に退職手当を算定して支給すること等であります。

委員会においては、退職した最高裁判所裁判官に支給する退職手当の性質、これを増額する基準の算定根拠、臨時司法制度調査会の意見と本法律

案の関係、特に、弁護士から任用する下級裁判所裁判官及び検察官の待遇を改善しなかつた理由、最高裁判所裁判官と検事総長、下級裁判所裁判官等との待遇の均衡、最高裁判所の長官及び判事の任用方針並びに同裁判所調査官の職務内容等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、松野委員から自由民主党を代表して、施行期日に関する修正案を提出するとともに、修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。修正案の内容は、「附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。」というものであります。また、山田委員から公明党を代表して、弁護士から任用する裁判官、検察官等の待遇改善を要望の上、修正議決に賛成の旨述べられました。

次いで修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決の結果、いずれも多数をもって可決せられ、よつて本法律案は修正議決すべきものと決定されました。

以上報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野三三三) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は、修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正とおり議決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第三、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月五日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「六人以内」を「七人以内」に改める。
第十二条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

附 則

この法律は、
公布の日
昭和四十一年四月一日から施行する。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国民金融公庫の昭和四十一年度における貸し出し計画は、二千七百八十七億円と、一その増加が見込まれており、加えて昭和四十一年度からは、環境衛生業種に対する融資の充実も予定されておりますので、本案は、この際、理事の定員を一人増加して、「七人以内」に改め、さらに監事の権限を明確にしようとするものであります。

なお、本案につきましては、衆議院において、施行期日を「公布の日」に改める修正が行なわれております。

委員会におきましては、融資条件について、いわゆる環境法の政令指定業種と、そうでない業種との間に差別が生ずるのではないか、環境衛生業

種とはいえ、パル、キャパレーなどに財政資金を融資するのは不適当ではないか、環境衛生業種に対する融資は、その償還のために、結果的には物価上昇を招来するのではないか、そのほか、監事の待遇等について質疑がありました。その詳細については会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長秋山長造君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月十八日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律

核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「地下資源開発審議会」を「鉱業審議会」に改める。

第四十八条第一項中「前条」を「第四十七条」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則第三項中「廃止」を「失効」に、「この法律は」を「第三十八条の規定は」に改め、附則第四項を次のように改める。

4 附則第二項の規定によるこの法律の失効の日までにした行為に対する罰則の適用については、第四十八条の規定は、同日後もなおその効

力を有する。

附 則

この法律は公布の日から施行する。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 ただいま議題となりました法律案につき、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のとおり、核原料物質開発促進臨時措置法は、国内に賦存する核原料資源の開発を促進することを目的として、昭和三十一年五月四日に制定されたものでありますが、鉱業法の特例を定めている関係上、施行の日から十年以内に廃止することになっておったのであります。本法のもとにおきまして、過去十年間、原子燃料公社及び地質調査所は、熱心に探鉱活動を続け、かなりの成果をあげてまいりました。しかし、その調査は、いまだ十分に尽くされているとは申せない実情にあり、なお、今後とも、探鉱調査を続行する必要がありますので、現行法の存続期間をさらに十年間延長し、あわせて、若干の条文の整備をしようとするのが、本改正案の要旨であります。

委員会におきましては、国内ウラン鉱の開発状況と今後の見通し、原子力発電の将来性、特殊核物質の民有化問題など、原子力をめぐる広範な諸問題につき熱心な質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論に入りましたが、別に発言

もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長熊谷三郎君。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年四月十四日

内閣委員長 熊谷三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第五十条第一項及び附則第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、臨時行政調査会の意見に基づき、本省の軽工業局及び繊維局を化学工業局及び繊維雑貨局に改組して行政の合理的運営を図ること、公益事業局次長を廃止すること、高圧ガス保安審議会を高圧ガス及び火薬類保安審議会に改組すること、通商産業省職員定員を三人減員すること、等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、施行期日等について別紙の修正を行なつた。

一、費用

本法律の施行に要する経費は、七千四百九十万三千円で昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月二十九日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「軽工業局」を「化学工業局」に改め、同条第二項中「軽工業局」を「化学工業局」に改める。

第六条第三項中「重工業局及び公益事業局」を「及び重工業局」に改める。

第十一条の見出し及び同条第一項中「軽工業局」を「化学工業局」に改め、同項第一号中「雑貨工業品」を削り、「図ること」の下に「繊維雑貨局の所掌に係ることを除く。」を加え、「皮革(原皮及び原毛皮を除く)」「皮革製品」「陶磁器」「木竹製品」「金属製日用品及び包装材料」及び「及び雑貨工業品」を削る。

第十二条(見出しを含む)中「繊維局」を「繊維雑貨局」に改め、同条第一号中「左に掲げる繊維工業品」の下に「雑貨工業品等」を加え、「右に掲げるもの以外の繊維工業品」を「皮革(原皮及び原毛皮を除く)」「陶磁器」「木竹製品」「金属製日用品及び包装材料」に改める。

第二十五条第一項の表中「高圧ガス保安審議会

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案

高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。

高圧ガス及び火薬類保安審議会 高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第五十条第一項の表中「二、二七二人」を「一、一、一五五人」に、「一、四一四人」を「一、五五八人」に、「一、六七七人」を「一、七七八人」に、「二、八五三人」を「二、八五〇人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万千百七十七人とする。

3 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の前の見出しを削り、同条から第七十二条までを次のように改める。

第六十七条から第七十二条まで 削除

〔熊谷太三郎君登壇、拍手〕

○熊谷太三郎君 ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申

し上げます。

本法律案の改正点は、通商産業省本省の軽工業局及び繊維局を、化学工業局及び繊維雑貨局に改組すること、公益事業局次長を廃止すること、高圧ガス保安審議会を、高圧ガス及び火薬類保安審議会に改組すること等であります。

委員会におきましては、内部部局改組の理由、中小企業対策、貿易の現状と重点施策、化学肥料工業等の対策、企業の資本構成等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して船田委員より、本法律案の施行期日等について所要の修正を加える修正案が提出され、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がございました。

次いで採決の結果、船田委員提出の修正案並びに右修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（河野謙三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君） 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

鬼木 勝利君	原田 立君	山本茂一郎君	園田 清光君
瓜生 清君	山高しげり君	中津井 真君	宮崎 正雄君
黒柳 明君	矢追 秀彦君	藤田 正明君	土屋 義彦君
片山 武夫君	中沢伊登子君	木村 睦男君	高橋文五郎君
石本 茂君	中尾 辰義君	内田 俊朗君	大森 久司君
浅井 亨君	高山 恒雄君	丸茂 重貞君	源田 実君
植木 光教君	和田 鶴一君	熊谷太三郎君	山崎 斉君
北條 篤八君	向井 長年君	川野 三晴君	温水 三郎君
沢田 一精君	二木 謙吾君	日高 広為君	亀井 光君
野知 浩之君	多田 省吾君	石井 桂君	豊田 雅孝君
宮崎 正義君	小平 芳平君	柴田 栄君	鹿島 俊雄君
前田佳都男君	伊藤 五郎君	鍋島 直昭君	横山 フク君
吉江 勝保君	渋谷 邦彦君	青柳 秀夫君	平島 敏夫君
鈴木 一弘君	山田 徹一君	鍋島 直昭君	古池 信三君
白井 勇君	梶原 茂嘉君	石井 桂君	井野 碩哉君
岡村文四郎君	北條 浩君	柴田 栄君	篠原 順造君
和泉 覚君	柏原 ヤス君	日高 広為君	林屋亀次郎君
木暮武太夫君	寺尾 豊君	川野 三晴君	中野 文門君
草葉 隆國君	柳田桃太郎君	熊谷太三郎君	後藤 義隆君
		丸茂 重貞君	内藤三郎君
		木村 睦男君	西村 尚治君
		内田 俊朗君	長谷川 仁君
		丸茂 重貞君	奥村 悦造君
		熊谷太三郎君	栗原 祐幸君
		川野 三晴君	岸田 幸雄君
		日高 広為君	村上 春蔵君
		石井 桂君	米田 正文君
		柴田 栄君	西田 信一君
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	
		青柳 秀夫君	
		鍋島 直昭君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		日高 広為君	
		川野 三晴君	
		熊谷太三郎君	
		丸茂 重貞君	
		木村 睦男君	
		内田 俊朗君	
		丸茂 重貞君	
		熊谷太三郎君	
		川野 三晴君	
		日高 広為君	
		石井 桂君	
		柴田 栄君	
		鍋島 直昭君	

津島 文治君	塩見 俊二君	千葉千代世君	武内 五郎君
植竹 春彦君	新谷寅三郎君	小柳 勇君	占部 秀男君
迫水 久常君	青木 一男君	森 元治郎君	鈴木 壽君
郡 祐一君	小沢久太郎君	光村 基助君	大河原 一孝君
小山邦太郎君	高橋 衛君	伊藤 顯道君	亀田 得治君
吉武 恵市君	廣瀬 久忠君	大倉 精一君	近藤 信一君
鈴木 市蔵君	達田 龍彦君	成瀬 精治君	小酒井義男君
前川 旦君	戸田 菊雄君	木村禧八郎君	椿 繁夫君
竹田 現照君	小林 章君	横川 正市君	久保 等君
山崎 昇君	村田 秀三君	岡田 宗司君	松澤 兼人君
小野 明君	矢山 有作君	羽生 三七君	
野々山一三君	瀬谷 英行君		
谷口 慶吉君	櫻井 志郎君		
北島 教真君	林 虎雄君		
青田源太郎君	赤間 文三君		
井川 伊平君	北村 暢君		
鈴木 強君	森 八三一君		
三木與吉郎君	木内 四郎君		
秋山 長造君	柳岡 秋夫君		
紅露 みつ君	上原 正吉君		
増原 恵吉君	中山 福蔵君		
田中 一君	佐多 忠隆君		
山本伊三郎君	大和 与一君		
岩間 正男君	須藤 五郎君		
鈴木 力君	中村 波男君		
川村 清一君	稲葉 誠一君		
小林 武君	松本 賢一君		
佐野 芳雄君	中村 順造君		

国務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	石井光次郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	中村 梅吉君
厚生大臣	鈴木 善幸君
通商産業大臣	三木 武夫君
建設大臣	瀬戸山三男君
国務大臣	上原 正吉君
国務大臣	藤山愛一郎君

政府委員

内閣官房長官	橋本登美三郎君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
厚生省年金局長	伊部 英男君

〔第十九号参照〕

審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十一年三月三十日

参議院議長 重宗 雄三殿
通信委員長 田中 一

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七條第二項の規定に基づいて昭和四十一年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めてきているものであるが、その内容は同協会の行なうラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業等に必要なるものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は多数をもつて承認すべきものと決定した後、別紙の附帯決議を行なつた。

なお日本放送協会の昭和四十一年度収支予算は、収入・支出のおの九百二十五億八千万円である。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、左の各項の実施につとむべきである。

一、難視聴地域の解消を積極的に推進すること。

一、受信契約者の徹底した維持増加につとめるとともに、受信料の収納方法についても、万全の措置を講ずること。

一、経営の合理化、能率の向上をはかり、従業員の待遇改善に努力すること。
右決議する。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十一年三月三十日

参議院議長 重宗 雄三殿
商工委員長 村上 春蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局の定員を増加し、新たに広島地方事務所を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う必要経費として、一千四百六十一万五千円が、昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年四月十五日 参議院会議録第二十二号

六八八

に計上されている。

審査報告書

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

参議院議長 重宗 雄三殿
商工委員長 村上 春蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、従来臨時措置として設けられていた機械類賦払信用保険制度を恒久的なものとしようとするもので、本制度の過去の実績にかんがみて妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う必要経費として、十一億五千三十一万九千円が、昭和四十一年度機械類賦払信用保険特別会計に計上されている。

審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

石炭対策特別委員長 大河原 一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、炭鉱離職者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にさせるため、就職促進手当の日額の最高額を四百五十円から五百七十円に引き上げようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う必要経費として、四億七千六百万円が、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

内閣委員長 熊谷 太三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、山村振興法の施行に関する事務を円滑に処理するため、経済企画庁の一般職の職員の見定員を三人増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律の施行に要する経費は二百一十一万円で、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

内閣委員長 熊谷 太三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職員の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行における日当、宿泊料、食卓料及び移動料の定額を引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う費用は、三十八億円であり、

昭和四十一年度予算に計上されている。

附帯決議

国家公務員等の旅費については、政府は物価の上昇等の実情を考慮してその適正を期すべきであるが、特に左の事項については速やかに検討を加え改善を図るべきである。

一、国内旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実情にかんがみ、実態に即するよう措置すること。

二、移動料については、実費弁償を建前として制度の合理化を図ること。

三、日額旅費については、実費を下回らないよう定めること。

右決議する。

審査報告書

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

内閣委員長 熊谷 太三郎
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定理由

本法律案は、青少年対策を強力に推進するため、総理府において青少年行政に関する各行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうこととし、総理府本府に青少年局を新設してその事務を行なわせるとともに、中央青少年問題協議会を諮問機関に改めるほか、総理府本府に、臨時に恩給に関する重要事項を調査審議させるため恩給審議委員会、同和対策の基本的事項を調査審議させるため同和対策協議会を設置することとする等の改正を行なおうとするものであり、その措置は妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、一千五百十万円が昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、同和問題については同和対策審議会の答申を尊重し、諸施策を強力に推進すべきである。また、在外財産問題の処理については、速かに結論を得るよう一段と努力すべきである。

審査報告書

都市開発資金の貸付けに関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

建設委員長 中村 順造

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、東京、大阪等の大都市における都市の機能を維持し増進するため、(一)既成市街地における工場等の跡地、(二)都市計画として決定された主要な公共施設の予定地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、国がこれに必要な資金を長期、低利で貸し付けることとし、市街地の再開発を推進するとともに、主要な公共施設を計画的に整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため必要な経費として、昭和四十一年度建設省所管都市開発資金融通特別会計予算に十五億三千六百万円が計上されている。

審査報告書

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

建設委員長 中村 順造

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、住宅金融公庫の業務の範囲を拡大して(一)住宅の建設とあわせて行なう幼稚園等の建設、並びに新住宅市街地開発事業等を行なう場合の道路等の関連公共施設の整備に必要な資金を貸し付けることができること、(二)住宅と一体として建設される中高層耐火建築物等の非住宅部分に対する貸付限度を引き上げること、(三)産業労働者に住宅を譲渡する事業者等に対し、その住宅の建設資金を貸し付けることができること、等としたほか、所要の改正を行なおうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため必要な経費は、約五十四億一千七百万円である。

附帯決議

政府は、本法施行に当り左記について特に配慮すべきである。

記

I・L・Oの労働者住宅に関する勧告(第一一

五号)は、労働時間外における企業の労働者支配を排除し労使関係を近代化することに一つの重要な意義をもつものであるが、住宅協同組合の発達していないわが国の現状では、その趣旨を完全に生かすことができない。

よつて政府は右勧告の趣旨にそつてできる限り速やかに勤労者の自主的な住宅建設を促進させるため適切な措置を講ずべきである。

審査報告書

日本住宅公団法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

建設委員長 中村 順造

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日本住宅公団に副総裁一名を増置するとともに、公団の行なう宅地の造成並びに住宅建設に関連する公共施設の整備等を公団の業務に加えるなど公団の事業を強力に推進しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号

六九〇

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額、専従者控除額、生命保険料控除額及び寄付金控除額の引上げ並びに税率の緩和によりその負担軽減を図るとともに、勤労学生控除及び寄付金控除の適用対象の範囲を拡大する等所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度千三百四十三億三百万円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、企業の体質改善及び中小企業の税負担の軽減に資するため、法人税の税率の引下げを行なうほか、同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度二百六十七億四千二百万円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、企業の体質改善等に資するため、資本構成の改善、合併又は特定設備の廃棄をした場合の法人税額の特別控除の制度を創設し、中小法人の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ、中小企業構造改善準備金その他の各種の準備金制度の創設、小売商連鎖事業用倉庫等の割増償却制度の新設及び拡充並びに中小企業者の協業のための現物出資に係る所得税の納期限の延長等を行ない、また、輸出の振興に資するため、輸出割増償却制度、技術等海外取引の特別控除制度等の拡充合理化を図るとともに、農地管理事業団に対する農地等の譲渡に係る所得税の軽減、農地等に係る贈与税の納期限の特例制度の合理化、これらの農地及び法人の合併に係る登記の登録税の軽減、使用者から住宅等の低額譲渡を受けた給与所得者の所得税の軽減等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度約六十八億円である。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次税制改正の一環として、相続税及び贈与税の負担を軽減するため、相続税の基礎控除の引上げ並びに相続税及び贈与税の税率の緩和を行なうとともに、夫婦間における財産の形成及び相続等の実情にかえりみ、これらの税について配偶者控除の制度を新設しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度四十九億八千九百万円である。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

大蔵委員長 徳永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物品税の課税物品に係る生産、取引及び消費の状況等にかえり

み、課税の廃止、税率の引下げ等税負担の軽減合理化を図るとともに、納税手続の簡素化に資するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十一年度二百八十七億一千三百万円である。

審査報告書

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

文教委員長 二木 謙吉

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、養護教諭の養成確保を図るため、国立養護教諭養成所を弘前大学、大阪学芸大学及び熊本大学に増設しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十一年度予算に三千八百七十九万円が計上されてい

る。

附帯決議

政府は、学校教育法第二十八条の趣旨にのっとり、養護教諭の充実にについて左記の事項のすみやかな実現をはかるべきである。

一、養護教諭の充足については、配置の現状にかんがみ、いつそ計画的な実現をはかり、あわせてその待遇の改善に努力すること。

二、国立養護教諭養成所の充実、増設等に努力するとともに、早急に大学の教員養成課程による養成について検討すること。

三、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に対しても、日本育英会の奨学金の貸与及び返還免除の措置を講ずるよう努力すること。

審査報告書

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

文教委員長 二木 謙吉

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の高等学校の生徒の昭和四十一年度の総数が、前年に比べて減少する都道府県の区域内の公立の高等学校について、学級編制及び教職員定数の標準に関する経過規定の特例を設け、高等学校の教育水準の維持向上を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、高等学校における教育水準の維持向上をはかるため、高等学校設置基準本則の実現を期して、本法の抜本的改正を行なうよう、速かに検討し努力すべきである。

右決議する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十日

議院運営委員長 田中 茂穂

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員が受ける通信交通費の額を改定し、新たに調査研究費を支給することとし、国会閉会中の審査雑費等を廃止するとともに、国会の各会派に対する立法事務費の算定基準額及び国会議員の秘書の給料月額並びに国会議員互助年金中公務関係遺族扶助年金の年額の算定率等を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、七億四千三百二十四万円である。

審査報告書

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

法務委員長 和泉 覚

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、地方裁判所に裁判官の命を受けて特殊の事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置くこととし、並びに判事及び裁判官以外の裁判所の職員の数を増加しようとするものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、八千七百万円が昭和四十一年度予算に計上されている。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

法務委員長 和泉 覺

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定に伴い訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の止宿料の最高額を引き上げ、また、一般の公務員についての低額恩給の改善等に伴い執行吏の低額恩給を増額しようとするものであつて、妥當な措置と認める。

するものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、証人等の止宿料の増額に要する費用として八百八十一万四千円、退職執行吏の恩給の増額に要する費用として五万二千円、合計八百八十六万六千円が昭和四十一年度予算に計上されている。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

地方行政委員長 林田 正治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)個人の住民税については、配偶者控除八万円を創設し、基礎控除十万円、扶養控除四万円、青色専従者控除限度額十万円、白色専従者控除限度額六万円、障害者等に対する非課税範囲二十四万円とし、退職所得は、他の所得と区分して、退職した年に課税することとして所要の改正を行ない、個人事業税については、事業主控除を二十五万円、料理飲食等消費税の免税点は、旅館の宿泊等の場合千二百

円、飲食店等にかかるもの六百円とし、また特定の奉仕料に対する非課税等を規定したほか、不動産取得税、鉱区税、固定資産税、電気ガス税等についても住民負担の軽減及び合理化をはかることとし、(二)住民税の法人税割については、法人税の税率引下げに伴う税率の調整、農地を除く土地に対する固定資産税及び都市計画税については、現行の暫定措置を廃止して、昭和三十九年度において実施された新評価額による課税に漸進的に近づけるため、新たに負担の調整措置を講じ、ゴルフ場の娯楽施設利用税については、税率の引上げ及びゴルフ場所在市町村に対する財源交付等を行ない住民負担の調整合理化を行なう等のほか、所要の規定の整備をはかつた政府原案に対し、衆議院において、固定資産税における免税点を土地八万円、家屋五万円、償却資産三十万円に引上げる等の修正を行なつたもので、地方財政と住民負担の現況にかんがみ、おおむね妥當な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方財政と増高する住民負担の現況とを考慮し、国、地方団体間の財源配分等について、抜本的に検討を加えるほか、左の事項に留意し遺憾なきを期すべきである。

一、税負担の均衡をはかるため、昭和四十二年以降の固定資産税については、免税点、基礎控除、税率調整を含め、根本的な検討を行ない、必要な措置を講ずること。

二、衆議院における本法案の修正によつて生ずる減収額については、政府の責任において完全に補てんすること。

三、宅地に対する固定資産税の負担増加が、地代、家賃等の不当な増額の口実を生じさせないよう必要な措置を講ずること。

四、住民税の課税最低限については、経済情勢の推移、地方財政の実情等を考慮しつつ引きつづき検討を加え、その引上げに努めること。

五、都市特に指定都市の特殊な財政需要等に対処するため、非課税規定の整理等を検討して独立税源を強化するほか、必要な財源措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

海外移住事業団法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

外務委員長 木内 四郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、移住者に対する渡航費の貸付けを昭和四十一年度から支給に改めるとともに、海外移住事業団に対する政府の既往の貸付けに係る債権を免除すること等のため海外移住事業団法に所要の改正を加えるものであつて、海外移住振興の見地から妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、移住者渡航費交付金として、五千七十九万六千円が昭和四十一年度予算に計上されている。

審査報告書

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

建設委員長 中村 順造

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、昭和四十一年度を初年度とする交通安全施設等整備事業三箇年計画

を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、交通事故防止及び交通の円滑化を図らうとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため必要な経費として、昭和四十一年度においては、道路整備特別会計予算に六十五億五千四百万円、一般会計予算に四億二千六百万円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

商工委員長 村上 春蔵

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業投資育成株式会社の事業の拡充を図るため、中小企業金融公庫が引き受ける中小企業投資育成株式会社の優先株式の発行価額の限度額を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、中小企業金融公庫に対し、昭和四十一年度産業投資特別会計から一億五千万円の出資が予定されている。

審査報告書

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

商工委員長 村上 春蔵

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の近代化を促進するため、中小企業者の定義に企業組合を加え、合併等の課税を受ける対象を拡大するとともに、割増償却の対象となる中小企業者の範囲を拡大しようとするものであつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

商工委員長 村上 春蔵

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の近代化を促進するため、小規模企業者の工場の集団化及び設備の近代化を推進するのに必要な事業協同組合等の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これを譲り渡し、又は、貸し付ける事業、事業協同組合等が小売商連鎖化計画に基づいて小売商業を営む中小企業者の共通の利益の増進に寄与すると認められる施設を設備するのに必要な資金を貸し付ける事業等を行なう都道府県に対し国が助成を行なうことができるようにしようとするものであつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和四十一年度一般会計予算に三十三億五千万円が計上されている。

審査報告書

階切道改良促進法の一部を改正する法律案

昭和四十一年四月十五日 参議院會議録第二十二号

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、立体交差化等改良すべき踏切道を指定する期間を引き続き昭和四十一年度以降昭和四十五年まで五箇年間延長するとともに、現行法施行後新設された踏切道についても、本法を適用するみちを開こうとするもので、適切な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十一年度一般会計予算に千六百六十六万六千円が計上されている。

附帯決議

政府は踏切事故が後をたない現状にかんがみ、幹線及び高速鉄道路線の全線立体化を促進するものとし、当面踏切保安要員の確保とその適切な配置をはかり、踏切道及び保安設備の整備につき万全を期するより財政上の措置を講ずることを

強く要望する。
右決議する。

審査報告書

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三十一日

農林水産委員長 山崎 齊

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、漁船保険事業の健全な発展に資するため、満期保険の保険料率の算出方法を改善する等満期保険制度の充実を図り、漁船保険中央会の行なう事業の範囲を拡大し、漁船再保険特別会計に生じた剰余金の一部を漁船保険中央会に交付し、交付金に係る経理については漁船保険振興勘定を設け、農林大臣が監督する等の改正を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十一年度漁船保険特別会計に交付金として十二億円、満期保険普及宣伝費として三百五十五万六千円

が計上されている。

附帯決議

一、小型漁船特に二十トン未満階層の付保率が未だ低い実状にかんがみ、今後この種階層の保険料の国庫負担増額を図るための措置を強化し、もつて漁業者の経済的負担の軽減と満額加入の実現に努力すること。

二、損害審査の適正化と保険金の支払の迅速化を図る等業務運営の充実を期すること。

三、地域組合については、特に零細規模の組合の解消を図るための施策について検討を行なうことはもとより、現状においては、政府は、組合事務費補助金の増額を図ること。

四、漁船保険中央会に対する交付金は、その性格にかんがみ、これが使途については、組合の意思が十分反映されるようつとめること。
右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一 四四二一(大代)